
知識財産基盤の創造経済の実現戦略(要約)



2013.6.

特許庁

目次

I. 推進の背景	1
II. 現状及び問題	2
III. 創造経済における知的財産の役割	3
IV. 主な推進課題	4

I. 推進の背景

□ 最近、創意的なアイデアと知識財産を重要視する「創造経済」に世界経済のパラダイムがシフトされるにつれ、国と企業間のグローバル知識財産権紛争が増加

○ グローバル企業は、創意的なアイデアを知識財産権として蓄積し、市場の先行獲得、競争・後発ランナーへの攻撃を通じて、市場で独占的な地位を確保

* アップルとサムスン電子の間では、サムスン電子に 10.5 億ドルの賠償および販売差止めを求める裁判が行われている(2012 年)。

○知識財産権の紛争が米国企業から中国、ヨーロッパに、大手企業から中小企業に、技術特許からデザイン・営業秘密にまで拡大

* 中国は、特許出願件数約 52 万件で世界 1 位に浮上(2011 年)

* 世界最大の特許保有企業である IBM は、韓国の中小・中堅企業にまで特許使用料を要求(2013 年)

* コーロンとデュポンは、営業秘密をめぐり、コーロンに 1 兆ウォンの賠償と 20 年間販売差止めを求める裁判中(2012 年)

□ 主要国は、国レベルで知識財産基盤の経済発展戦略を推進することによって、グローバル競争に効果的に対応

○(米国)創意的なアイデアに対する知識財産権保護範囲を拡大し、創意性に基づいた経済成長戦略である「米国革新戦略」を発表(2011 年)

○(日本)創造活動と、その保護を強調した知識財産立国政策を推進し(2002 年)、創造国家を目標に「日本再生戦略」を推進(2011 年)

○(中国)国家 3 代戦略の一つとして知識財産を提示し(2009 年)、知識財産権保護及び活用強化のための「国家知識産権戦略実施推進計画」を発表(2012 年)

□ 韓国の新しい経済発展パラダイムである「創造経済」の実現のためには、「知識財産基盤の創造経済実現戦略」を推進する必要がある。

「創業国家コリアは創意的アイデアが技術と結びついて、知識財産権に基づいて発展し、雇用が創出され、創造型の中小企業が積極的に活躍できる国」

-パク・クンへ大統領による「創造経済とは」の発表文(2012.10.18)より-

※韓国特許庁は、国政課題のなかで「知識財産の創出・保護・活用枠組みの先進化」の
主管部署

II. 現況および問題

□ (創出)知識財産の量的規模は世界的水準であるが、コア・独自特許が不足しているため、知識財産権の貿易収支の赤字が拡大するなど、質を高めるための取り組みが求められている。

* 特許出願 4 位(2011 年)、特許量的生産性 1 位(2010 年)、標準特許保有 6 位(2012 年)

* 知識財産権の貿易収支(億ドル):(2008 年)△33→(2009 年)△40→(2010 年)△59→(2011 年)△30→(2012 年)△50

⇒ 高品質の知識財産権を創出するため、知識財産行政サービスを高度化する一方、R&D 全過程において知識財産と R&D を連携する戦略の強化が必要

□ (活用)創出された知識財産を事業化につなげる能力や活用が不十分

* 大学・公的研究機関の技術料収入(2010 年)は、1.5 億ドルだが、米国の大学・研究所(22.7 億ドル)の 6.6%

* 主要大学の R&D 生産性(技術料収入/研究開発費)は 1.0%を下回るが、海外大学は 6~10%(2009 年)

⇒ 技術革新型中小企業の創業・事業化の活性化のため、企業家精神、知識財産基盤の金融環境および知識財産経営能力強化が必要

□ (保護) 2009 年以後、米国の知識財産権の監視対象国から除外されるなど、改善されているが、知識財産権保護順位は、世界 31 位と、先進国に比べて不十分

* IMD 順位(2012 年):(1 位)スイス、(2 位)ドイツ、(3 位)米国、(12 位)日本、(31 位)韓国、(49 位)中国

○また、外国企業の特許による攻撃が激しくなり、紛争に巻き込まれている企業の被害規模が大きく、さらに輸出差止めという事態に直面しているなど、韓国企業の海外市場進出にネックとなっている。

*韓国企業の国際特許紛争件数:(2009 年) 154 件→(2012 年) 224 件(韓国知識財産保護協会、2013)

⇒他人の創意的な努力を尊重し、正当な補償が行われる文化を定着させる一方、知識財産の保護を強化し、健全な知識財産市場環境を構築する必要がある。

□ (基盤)創意性の水準は OECD 加盟国の中でも下位にランクされ (11 位/15 ヶ国)、創意的人材を発掘・育成するための教育プログラムやインフラ*も不足

* 計 35 ヶ国(OECD 34 ヶ国、中国)を対象に、創意的教育インフラ構築程度を評価した結果、韓国は 30 位(東亜日報・ベインアンドカンパニー 코리아、2013.4)

⇒ 創意性に対する認識の向上、創意人材の発掘・育成のための教育基盤の充実化、およびアイデアで価値創出が可能な国家プラットフォームの構築が必要

Ⅲ. 創造経済における知識財産の役割

□ (創造経済の核心) 創意的な想像力を雇用と市場につなげるため、経済のバリューチェーンを知識財産とどれほど強力に連携するかに左右される。

○ 創意的な革新過程において知識財産を保護装置として活用し、経済のバリューチェーンとの連携が強化され、新市場の開拓および独占的地位が確保できる。

○ 新たな概念のブルーオーシャン製品・市場を創出し、強力な特許網を構築して後発ランナーの進入を遮断し、グローバル市場を掌握

* 108社を対象に調べた結果、ブルーオーシャン製品は、14%の事業投資で全体収益の61%を獲得

□ (解決法) 知識財産を中心に創造経済環境が有機的に循環する知識財産基盤の創造経済を実現するための3代推進戦略を確立

○ 創造経済環境を経済のバリューチェーンと関連した5つ*の環境に細分化

* アイデア・R&D・知識財産・事業化・市場

○ 個別の自己能力を強化し、知識財産環境を中心に連結を強化、および連携・統合戦略を推進

ビジョン

知的財産基盤の創造経済の実現

目標

創造と挑戦を通じて**国民の幸せを実現**

知的財産都ともに**成長する企業**

創意努力を尊重する**創造文化社会**

3大推進戦略、10大戦略課題、43の実践課題

知的財産生態系の
強化戦略
(点 戦略)

単位知財権間の
連携強化戦略
(線 戦略)

知財環境全体の
連携・統合戦略
(面 戦略)

- ① 知的財産行政サービスの高度化
- ② 知的財産司法制度の発展
- ③ 国内外の知的財産ガバナンスを構築

- ① 知的財産に強い創意人材の育成
- ② 知的財産中心の研究開発革新
- ③ 知的財産基盤の創業や事業化を促進
- ④ 健全な知的財産市場環境を構築

- ① 創意的なアイデアの実現、及び保護システムの強化
- ② 知的財産基盤の創造企業の成長を促進
- ③ 知的財産サービス「政府3.0」を実現

1

知識財産環境能力の強化戦略(点戦略)

知識財産環境を構成する特許庁や裁判所および国内外の知識財産権関連機関の能力を強化する戦略

* アイデア・R&D・事業化・市場環境の能力強化は、所管部署で基本業務として推進

(例)アイデア環境は教育部など、R&D環境は未来部・産業部など

1-1

知識財産行政サービスの高度化

○断片的審査品質向上から、「出願-審査-登録の全過程」における総合的な知識財産権品質の向上を通じて、グローバル市場で生き残る「強い特許」を創出



○早急な権利獲得を支援するため、審査着手時期(審査処理期間)の持続的な短縮のほか、審査終結時期も顧客に合わせて短縮

- (審査着手)特許・実用 10 ヶ月、商標 3 ヶ月、デザイン 5 ヶ月に短縮

* (特許・実用)審査処理期間(ヵ月):(2013年) 13.3 → (2015年) 10 → (2017年) 10

(商標/デザイン)審査処理期間(ヵ月):(2013年) 8.3/8.3 → (2015年) 5/5 → (2017年)

3/5

- (審査の終結)一般審査の終結は、出願人の意見書・補正書受付の後から 4 ヶ月、優先審査の終結は、意見書・補正書受付の後から 2 ヶ月内に処理

○企業事業戦略に必要な複数の知識財産権*を一括取得できるようにすることで、新製品の発売を支援する「一括審査(ポートフォリオ審査)制度」を導入

* 新製品を発売する場合、該当製品に対する技術特許、新しい商標(ブランド)、および製品の外観デザインに対する審査を同時に一括進行

○技術の融合・複合傾向、政府の研究開発・産業政策との連携性を考慮し、効果的に対応できるように「融合型の審査組織」に改編

1-2 知識財産関連の司法制度を確立

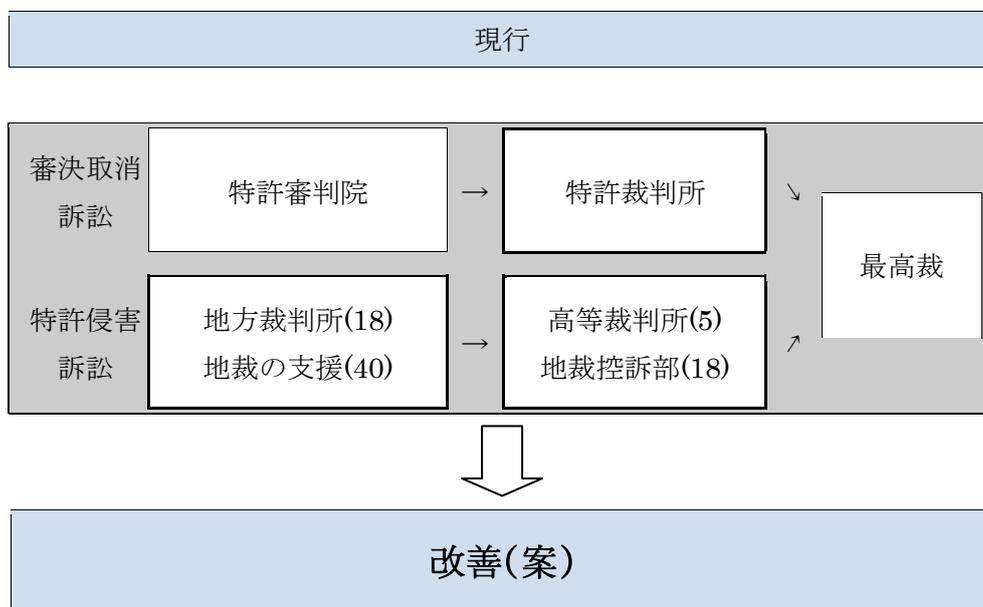
○迅速な権利付与、および迅速・正確な知識財産権紛争の解決のため、審判処理期間を 2012 年 9 ヶ月から、2017 年には 6 ヶ月に短縮

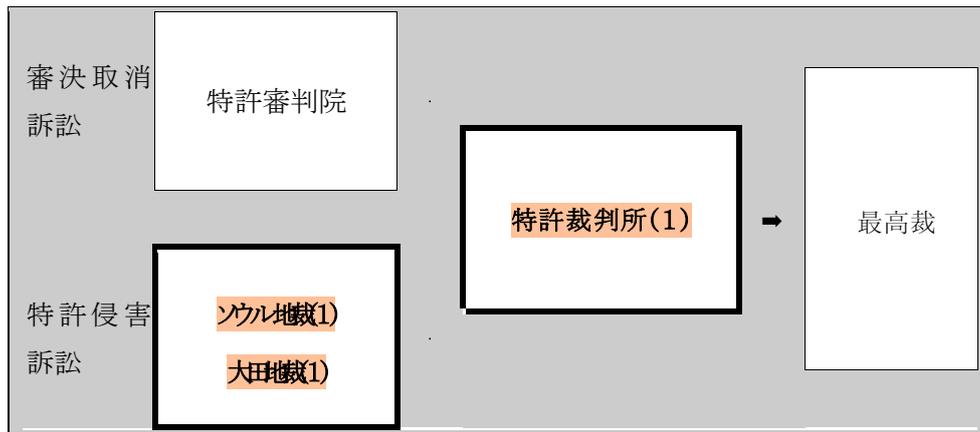
○特許無効率を引き下げるほか*、低い特許侵害損害賠償額を世界的な水準**合わせ、他人の創造力と知識財産に適切な補償を行い尊重する雰囲気を定着

* 登録特許に対する有効推定規定など、無効審判請求人の立証策を強化

** 侵害者の営業秘密も権利者が入手することができるようにし、権利者の立証策を緩和

○迅速かつ正確な知識財産権紛争の争解決のため、知識財産権事件管轄集中を推進





○特許侵害訴訟における法律、および技術・知識財産権専門家の共同代理、弁理士資格要件の強化を通じて、知識財産権訴訟当事者の権益保護を強化

* 弁護士・弁理士共同代理の許容、弁護士の弁理士資格取得要件の強化など

1-3

国内外における知識財産ガバナンスを構築

○地域間の知識財産格差を解消するための「地域知識財産センター」機能を強化

* 現在の「地域知識財産センター(31 か所)」を「(仮称)地域知識財産振興院(17 か所)」に拡大

-知識財産創出・インフラに限られている業務を活用・保護までの全過程に拡大し、アイデアの創出・実現などを通じて支援領域を拡大

-アイデアから特許創出・創業まで支援する「IP 創造 Zone」を運営

* 創作教室、特許研究室などで構成され、特許庁の他、地方自治体、地域企業などから協力を得て、未来部(※ジェトロ注：未来創造科学部)の「無限の想像室」を部署間の連携で推進する特許庁バージョン(例:産業部・創造工作プラザなど)

○知識財産権先進国グループ(G5)との国際枠組みを通じて、世界特許制度との調和議論をリードするなど、国益を考慮した国際知識財産権のルールを形成

知識財産環境と他の環境(アイデアや R&D、事業化および市場)間の連携を強化し、各環境を活性化させる戦略

2-1

知識財産に強い創意的な人材の育成

○知識財産の教養中心の教育から脱し、「知識財産素養+創造的な思考+企業家精神」をやしなう融合教育*に転換

* 発明教室、発明英才教育機関、発明特許専門高校、知識財産教育先導大学など

○軍将兵を対象に発明創業などの知識財産教育を実施し、大学の正規単位として認定する一方、軍の義務を終えた後、知識財産を活用した創業を支援

○地域中心の創造的な知識財産人材育成のために地域知識財産教育ハブの役割を果たす「RIPA(Regional Intellectual Property Academy)」* を運営

* 需要者(企業など)・供給者(大学などの教育機関)・政府・地方自治体がタッグを組んで取り組む人材養成システム、およびプログラム

2-2

知識財産中心の研究開発(R&D)の革新

○各部署の R&D 課題の選定段階からコア・独自特許創出が可能な未来有望技術を提示する「国家特許戦略の青写真」を構築・普及

* (2012年)ロボット、バイオ、移動通信の3大産業分野→(2015年)18代主要産業分野(累積)

○韓国の中小・中堅企業に市場をリードできるコア・独自特許の確保戦略を提示する「知識財産権中心の R&D(IP-R&D)」戦略を拡大

* 新規特許創出、競合会社の特許対応戦略、新規 R&D 課題の選定など

* 中小・中堅企業の支援規模(累積):(2012年) 376社→(2017年) 約1,500社

○R&D、標準、特許を相互連携*して研究開発段階から標準制定までの全過程を対象に、標準特許における世界4大特許大国入りのためのオーダーメイド型戦略を支援

* 標準特許の順位(2012年):米国→日本→フィンランド→フランス→ドイツ→韓国(6位)

2-3

知識財産基盤の創業、および事業化を促進

○発明創業コンテストなどの優秀発明に対するブランド・デザイン開発、および権利化支援を通じて、知識財産基盤の創業環境を構築

○中小企業が保有する知識財産を活用し、資金の用意が可能な知識財産権担保貸し出しの施行、およびその拡大

* (2013年)産業銀行との連携により、200億ウォン規模→(2017)市中銀行などとも連携して1,000億ウォンに拡大

○ファンド・オブ・ファンズ(特許アカウント)*を通じてIP事業化企業に対する投資を支援し、技術保証基金、VC(Venture Capital)等と連携**して、技術金融の拡大を誘導

* ファンド・オブ・ファンズの特許アカウント総ファンド結成額:(2012年) 5,736億ウォン→(2017年) 8,000億ウォン

** 金融連携評価を通じた技術補償基金、VCの事業化資金と連携:(2012年) 505億ウォン→(2017年) 2,000億ウォン

○知識財産に対する正当な価値評価を基盤に、知識財産を担保とした貸出や取引が活性化できるよう、知識財産価値評価モデルを高度化

2-4

健全な知識財産市場の環境を構築

○下請け業者などの中小企業の技術流出を防止するため、関係部署と相互協力*体制を強化

* 公取委(調査・行政措置)、中小企業庁(調査・技術臨置制度)、特許庁(原本証明制度・

コンサルティング)などを連携

○商標権特別司法警察隊の組織・人材の充実化など、知識財産権侵害に対する執行力の強化、関税庁・地方自治体などの他機関と協力を推進

○輸出段階別(輸出準備→現地進出→市場定着)紛争の特徴と、企業の悩みを考慮した総合対策の用意、および国際知識財産権紛争の対応体制の強化

3

環境全体の連携・統合戦略(面戦略)

知識財産環境を中心に環境(アイデア、R&D、知識財産、事業化、市場)全体を一つの有機体のように連携・統合する戦略

3-1

創意的アイデアの実現および保護体系強化

○特許などを活用し、生活密着型アイデアを知識財産権化するほか、商品として実現し事業化にまでつなげられるよう、部署や地方自治体の協力型支援システムも構築

<地方自治体協力型*の 国民を幸福にする技術の実現プロセス>



* 特許庁・地方自治体・地域中小企業・大型流通業社などが参加して、地域住民のアイデアを商品化し、創業を支援することで地域の雇用を創出

○最貧・開発途上国の生活の質を高めるための適正技術*を特許情報の活用を通じて開発する「人類を幸福にする技術 IP 36.5℃ 戦略」支援

* (事例)カンボジア家庭用の浄水技術、アフリカのチャドでサトウキビ炭製造のテクニカルサポート

-政府と企業が協力する「公共-民間パートナーシップ」を導入し、「開発途上国の公的援

助」と「中小企業の海外進出」を同時推進

○創意的かつ具体的なアイデアを保護して利用を促進する方案を検討

* アイデアを具体化するためのウィキペディア方式のウィキ発明システム、アイデア原本証明制度、流通・取引のためのアイデアマーケットプレイスなど、アイデア保護システムを構築

3-2

知識財産基盤の創造企業の成長を促進

○潜在成長力が大きい中小企業を対象に、一定期間(3年)の間、知財経営能力を集中的に向上させ、グローバル特許競争力をそろえた「IPスター企業」として育成

* IPスター企業支援規模(累積):(2012年)468社→(2017年)1,500社

○職務発明の重要性を広報し、職務発明補償制度を定着させるために「職務発明補償優秀企業認証制」を施行

* 職務発明補償の規定、手続きおよび実績などを総合評価し、職務発明制度を充実に運営する中企業を対象に認証書発給および政府事業を優先して支援するなど、インセンティブを付与

○知識財産サービス人材養成* および知識財産サービスの品質高度化など、知識財産サービス業育成基盤を確立

* 知識財産サービス業専門担当者:(2012年)1万3千人→(2017)2万2千人育成

○IPサービス R&D*を通じて、韓国型 IP サービスのビジネスモデルを開発し、投資支援**を通じて IP サービス専門企業 200社を育成

* IP活動とサービス、IPサービス間の融合を促し、新しい IP サービスのビジネスモデル選定(2013年～)

** IPサービス業投資ファンド新規発売(2017年、約250億ウォン規模)、中小企業創業支援事業連携など

3-3

知識財産サービスに関する「政府 3.0」を実現

○国内外の知識財産情報*を分析し、より多くの付加価値が持続的に創出されるよう、知識財産情報を資源化することで、民間に普及

* (2012 年) 10 ヶ国 220 百万件 → (2017 年) 55 ヶ国 320 百万件

○知識財産情報を簡単に検索・活用するように需要者オーダーメイド型検索サービス* およびモバイル検索環境を構築

* 学生、研究員、企業などの需要者に合わせたオーダーメイド型 KIPRIS(特許情報検索サービス)を構築

○公的開発援助(ODA)を活用した特許ネットシステムの海外への普及拡大、オーダーメイド型教育コンテンツの開発を通じて知識財産の格差を解消する一方、韓流を拡大

* (2012 年)モンゴル → (2017 年)アゼルバイジャンなど計 7 ヶ国(累積)

* 段階別のオーダーメイド型学習システム:デジタルテキストブック(幼少年) → IP イグナイト(大学生) → IP パノラマ(中小企業など一般人) → IP Xpedite (知財権の専門家)

○韓方医学・地域の伝統食品など、伝統知識の DB 化*を通じて伝統商品の研究開発および海外での知識財産権獲得・保護など伝統文化の活性化を推進

* 伝統食品、伝統工芸、遺伝子院などを DB として構築(www.koreantk.com)